

新潟県人事委員会事務局職員の公益通報に関する要綱

平成 18 年 10 月 1 日制定

最新改正 令和 8 年 6 月 3 日

第 1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、職員の職務遂行に当たっての法令違反について、これを知った職員からの通報を受け付ける体制を整備し、違法な状態の発生防止や是正を図る等適切な措置を講ずることにより、公正な県政の運営に資することを目的とする。

第 2 新潟県職員の公益通報に関する要綱の準用

- 1 新潟県人事委員会事務局職員の公益通報については、別に定めのあるものを除くほか、新潟県職員の公益通報に関する要綱（平成 18 年 6 月 14 日制定）を準用する。
- 2 第 1 項の場合において、次のとおり読み替えるものとする。

読み替え箇所	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 定義	知事部局及び労働委員会事務局	人事委員会事務局
第 2 定義 第 5 公益通報の対象等	知事部局又は労働委員会事務局	人事委員会事務局
第 3 通報窓口等	総務部長、総務部行政改革課長	人事委員会委員長、事務局長、総務課長
第 4 公益通報対応業務従事者 第 6 公益通報の受理 第 7 調査の実施 第 8 調査結果に基づく措置の実施等 第 10 関係事項の公表	知事	委員会
第 4 公益通報対応業務従事者	総務部関係職員	人事委員会事務局 総務課総務係職員
第 6 公益通報の受理 第 7 調査の実施 第 8 調査結果に基づく措置の実施等	副知事	事務局長
第 7 調査の実施 第 8 調査結果に基づく措置の実施等	関係部局等	総務課長等

第 3 補則

この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

